

損害賠償の額の決定及び和解について

事故による損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日提出

上越市長 中 川 幹 太

記

1 和解の相手方

市内在住 男性

2 和解の要旨

- (1) 本件事故に係る損害賠償の額を 536,162 円とし、上越市は、相手方に対し当該賠償金を支払うものとする。
- (2) 上越市及び相手方は、今後、本件事故に関する裁判上及び裁判外における、一切の異議、請求の申立てをしないものとする。

3 事故の概要

- (1) 事故発生日 令和 5 年 1 月 31 日 午後 2 時 50 分頃
- (2) 事故の発生場所 上越市本城町 8 番 30 号（上越市立高田図書館駐車場）
- (3) 事 故 の 状 況 高田図書館駐車場の松の木の枝に積もった雪が、駐車場に駐車していた相手方車両に落下し、同人所有の車両の一部が損傷したものの